

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	みやき町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.miyaki.lg.jp/tyousei/_1019/_2594/_2595/_2597.html

執行機関名 みやき町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る交付に関する事務であって要綱で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みやき町行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月17日条例第26号)別表第1 第8の項 みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金に係る交付に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第1条	みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年2月22日告示第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減をはかり、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、みやき町に住所を有する幼児が幼稚園に就園する期間、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく私立幼稚園(ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における施設型給付を受けない幼稚園に限る。)の設置者(以下「設置者」という。)が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)を減免する場合に、減免を行う設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、みやき町補助金等交付規則(平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。)及びこの
⑦独自利用事務の関連規範		みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年2月22日告示第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年2月22日告示第19号)第3条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年2月22日告示第19号)に定める受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年2月22日告示第19号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の保護者をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者等の地方税関係情報